

National
Parks
of Japan



国立公園ならではの宿泊施設 ガイドライン(2.0版)

令和8年3月
環境省自然環境局国立公園課

< 目次 >

I. 本ガイドラインについて.....	1
1. はじめに	1
2. ガイドラインの概要と使い方.....	3
(1) ガイドラインの概要.....	3
(2) ガイドラインの使い方	5
II. 「国立公園ならではの宿泊施設」に求める機能(チェック項目リスト)	6
1. 共通項目	6
1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保.....	6
1-2 地域と一体となった取組の実施.....	7
2. 国立公園ならではの自然風景の保全	8
2-1 国立公園の自然環境保全.....	8
3. 持続可能な国立公園づくりへの参画.....	10
3-1 保護と利用の好循環の仕組み作り	10
3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり	10
4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供.....	17
4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供.....	17
5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供.....	18
5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献.....	18
5-2 利用者への普及啓発.....	19
III. 用語集	20

I. 本ガイドラインについて

1. はじめに

環境省では、国立公園の優れた風景を未来に引き継いでいくため、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現し、地域経済の活性化や自然保護への再投資を図る「国立公園満喫プロジェクト」を進めています。

日本の国立公園には多くの私有地が含まれており、人々の生活が営まれ、農林業や観光業など様々な事業活動が行われています。このため、国立公園における保全活動や来訪者への利用サービスの提供に当たっては、地域や関係事業者の皆様との協働が不可欠です。

環境省では、国立公園に関わる地域関係者の皆様と共通理解を持って取組を進めていくため、令和5年6月に「国立公園ブランドプロミス」(国立公園が来訪者・地域に約束すること)を定めました。このブランドプロミスに基づき、官民協働による取組を進めることで、日本の国立公園が世界からの目的地(デスティネーション)としていくことを目指しています。

このうち、特に宿泊施設については、国立公園内に滞在し、国立公園ならではの体験を得る唯一無二の「滞在体験」の核となるものであり、更なる魅力向上等を進めていくことが重要です。

こうした背景から、環境省では、「国立公園ブランドプロミス」も踏まえ、国立公園内の宿泊施設として備えることが期待される機能を整理し、宿泊施設の皆様に参考としていただけるよう、本ガイドラインを策定しました。

具体的には、国立公園内の全ての宿泊施設に備えていただきたい機能を「コア項目」として示し、さらに、理想像である「国立公園ならではの宿泊施設」に備えていただきたい追加機能を「ステップアップ項目」として示しています。

宿泊施設の皆様には、本ガイドラインを活用いただきながら、「国立公園ブランドプロミス」の実現に向け、環境省とともに取り組んでいただければ幸いです。

【電子版のご案内】

本ガイドライン及び手引きの電子版(PDF)は、以下の環境省ホームページに掲載しています。紙媒体をご覧の方は、下記QRから電子版をご参照ください。

https://www.env.go.jp/nature/np/post_118_00003.html



図表 1 国立公園のブランドプロミスとブランディング活動

ブランドメッセージ **その自然には、物語がある。**

提供価値 多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ること、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。



2. ガイドラインの概要と使い方

(1) ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、「国立公園ならではの宿泊施設」として備えることが期待される機能を国立公園ブランドプロミスに沿って、全部で5つの分類(8つの小分類)に整理しました。その中で、国立公園内の全ての宿泊施設¹に備えていただきたい機能を「コア項目」、理想像である「国立公園ならではの宿泊施設」に備えていただきたい追加機能を「ステップアップ項目」として区分し、チェック項目(全68項目)のリストを示しています。

図表 2 国立公園ブランドプロミスとガイドラインの関係

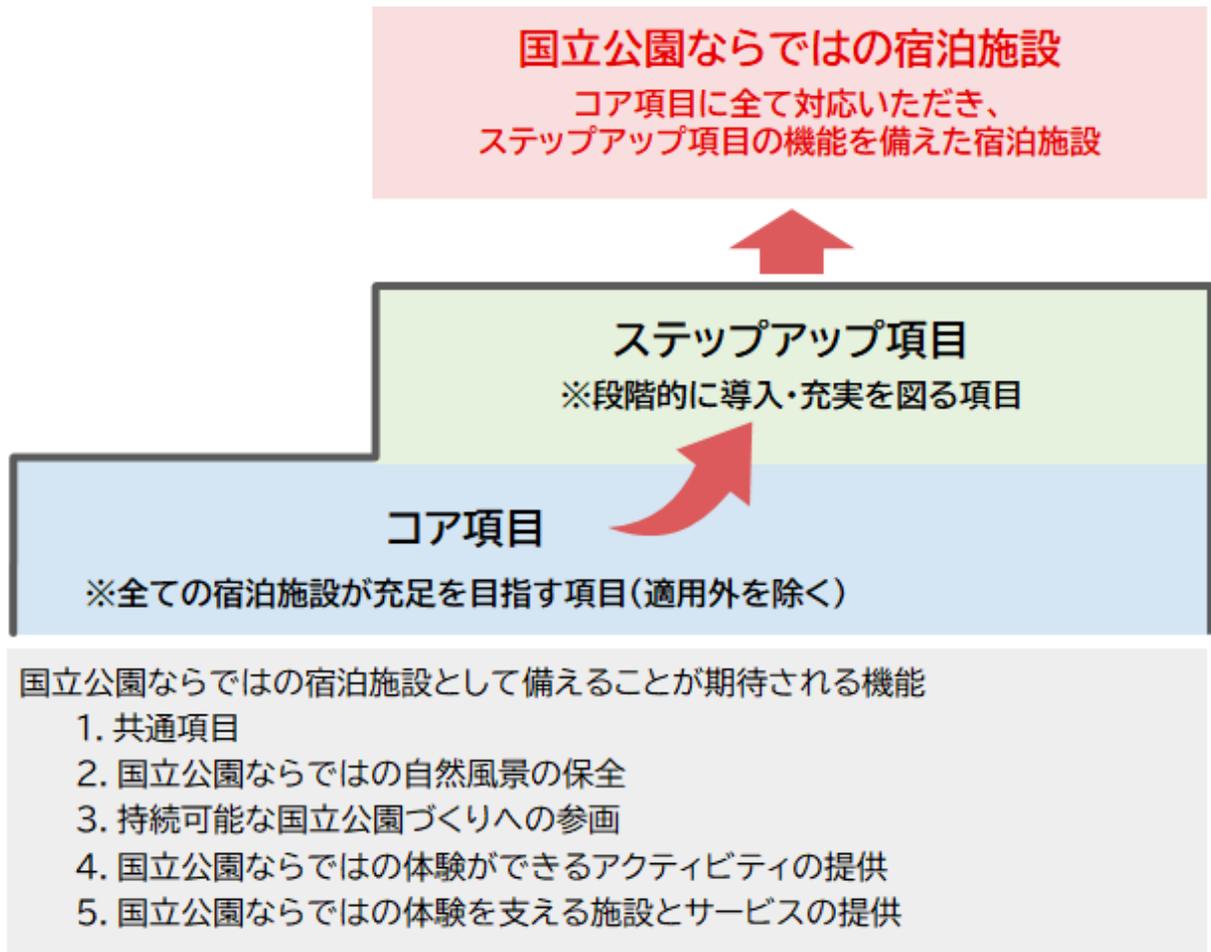
国立公園ブランドプロミス (国立公園が来訪者・地域に約束すること)	国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン	
	国立公園ならではの宿泊施設として備えることが期待される機能	各機能を設定した趣旨
共通項目	1. 共通項目	
①自然・文化・歴史を把握し、物語(ストーリー)を明らかにし、保護と利用の方針を定め、行動計画を作成します。	1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保	ガイドラインのサイクルを継続的に回していくとともに、取組の実効性を確保するために必要な取組を確認
②地域のコーディネーターとして、地域の多様な主体と一体となって公園管理や魅力の発信に取り組みます。	1-2 地域と一体となった取組の実施	国立公園に立地する宿泊施設が滞在体験の核となり、公園利用者と地域をつなぐハブとなるために必要な取組を確認
感動的な自然風景	2. 国立公園ならではの自然風景の保全	
③自然の風景や野生生物、生態系を保護・再生します。	2-1 国立公園の自然環境保全	国立公園の自然環境の保全のために必要な取組を確認
サステナビリティへの共感	3. 持続可能な国立公園づくりへの参画	
④利用のルール、限定体験、利用者負担等に取り組み、公正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みをつくります。	3-1 保護と利用の好循環の仕組みづくり	国立公園の保護と利用の好循環を実現するために必要な取組を確認
⑤脱炭素化や地産地消などに取り組み、持続可能な地域づくりに貢献します。	3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり	地球環境への配慮と、持続可能な地域づくりのために必要な取組を確認
自然と人々の物語を知るアクティビティ	4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	
⑥物語(ストーリー)に沿った魅力的な自然体験コンテンツと体験コースをつくります。	4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	宿泊客が国立公園ならではの体験ができるアクティビティへの接続、施設及び地域と連携した取組を確認
感動体験を支える施設とサービス	5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供	
⑦集団施設地区・温泉街等の利用拠点の魅力向上を図ります。	5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献	国立公園ならではの魅力的な施設づくりや、利用拠点の魅力向上に必要な取組を確認
⑧魅力的な利用施設の整備・管理を進めます。	5-2 利用者への普及啓発	国立公園や自然環境に関する情報発信、ルールやマナーの普及啓発に関する取組を確認
⑨統一したメッセージ、デザインを活用し、国立公園に関する情報を広く発信し、理解拡大に努めます。		

¹ 本ガイドラインは、一般利用者に対して宿泊サービスを提供するホテル・旅館等(山小屋を含む)を主な対象施設として想定しています。あわせて、同様に宿泊サービスを提供するキャンプ場やグランピング施設にとっても、参考として活用いただける内容としています。

図表 3 国立公園ならではの宿泊施設として備えることが期待される機能に設定している項目

コア項目	ステップアップ項目
<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園内の宿泊施設として備えるべき最低限の基本機能。 ● 適用外を除き、全ての宿泊施設が充足を目指す項目として整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「国立公園ならではの宿泊施設」となる上で、備えるべき追加機能。 ● 段階的に導入・充実を図る項目として整理。

図表 4 本ガイドラインを踏まえた国立公園ならではの宿泊施設のイメージ



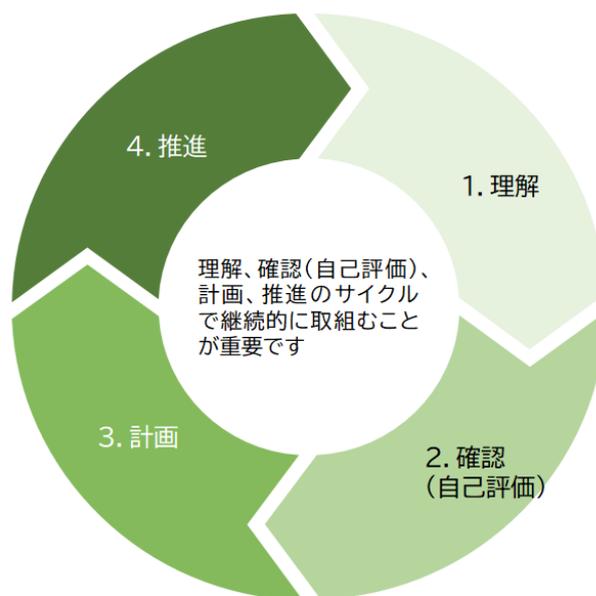
(2) ガイドラインの使い方

ガイドラインを使う際には、「1. ガイドラインの内容の理解」、「2. チェック項目リストの自己評価による現時点の達成度と不足している機能の把握」、「3. 不足している機能を備えるための計画作り」、「4. 計画に沿った取組の実施」というサイクルを回すことが重要です。このサイクルを回すことで、定期的な自己評価により達成度を把握し、更なる達成に向けた計画の見直しもできるようになります(詳しくは図表4参照)。

また、新たに宿泊施設を設置する際や、施設の更新の際には、あらかじめ本ガイドラインをご確認いただき、チェック項目を満たす施設計画をご検討いただきたいと思います。

なお、本ガイドラインを補完するものとして、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドラインの手引き」を作成しています。ガイドラインに関連する背景や、各チェック項目で想定される取組例とチェック基準、取組事例集などを掲載していますので、ガイドラインと併せてご確認ください。

図表 5 ガイドラインの使い方



1. 理解	<ul style="list-style-type: none"> ● まずはガイドラインを読み、内容を理解することが大切です。 ● 経営者だけでなく、地域内の宿泊施設同士の勉強会、社内研修の機会などを活用して社員の皆様と読んで理解していただくと効果的です。 ● 取組を推進していく中で理解を深め、より高い目標を目指した自己評価や計画につなげることで、効果的な取組推進が期待できます。
2. 確認 (自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> ● 手引きも参考にしながらガイドラインのチェック項目を自己評価してください。 ● この自己評価は3. の計画策定後も定期的(1年ごとなど)な実施が必要です。
3. 計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 確認(自己評価)を踏まえ、取組計画を検討・作成してください。まずは1年などの短い期間で策定し、定期的な自己評価と見直しを行うとよいです。 ● 計画の検討・策定に当たっては、手引きの取組事例集も参考となります。 ● 従業員を巻き込んだ計画作成により施設を挙げた取組推進につながります。
4. 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画に沿って取組を推進してください。なお、チェックができた項目についても、継続してチェックできるよう取組を進める必要があります。

II. 「国立公園ならではの宿泊施設」に求める機能(チェック項目リスト)

立地等の特性を踏まえ、チェックの対象としなくてもよい項目も設定しています(詳しくは各チェック項目参照)。

また、全体に関する適用条件として以下を設定しています。

- 拠点や活動範囲が同じ場合、宿泊施設のグループ会社などが一部の機能を担う場合でもチェック可能です(グループ会社がアクティビティ機能を担っている場合などを想定)
- 一般的な宿泊施設の利用を前提としているガイドラインであるため、特定の宿泊方法の利用者のみに提供される項目はチェック不可です(教育旅行やプロモーションによる宿泊客にのみ提供されるサービスなどを想定)

1. 共通項目

1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保

ガイドラインに基づく取組を行うに当たっては、内容の理解、自己評価、自己評価に基づく取組の計画検討及びその推進というサイクルを継続的に回していくことが求められます。それとともに、取組の実効性を確保するために必要な取組を確認してください。

コア項目	
No.	チェック項目
1	本ガイドラインに基づく取組について、年間で取り組む内容とその目標を計画として定めている
2	本ガイドラインの内容及びNo. 1の計画について、社員・従業員に対する研修等で年に1回以上定期的な教育機会を設けて説明している
3	No. 1の計画に基づく取組について、利用者に伝え協力を依頼している
4	No. 1の計画に盛り込んだ取組の成果を年に1回確認し、必要に応じて計画の見直しを行っている

ステップアップ項目	
No.	チェック項目
5	No. 1の計画そのものについて、外部へ公表している
6	No. 1の計画の概要(公表に資する一部でも可)の成果を定量的なデータとともに外部へ公表している
7	No. 3の利用者へ伝える取組内容について、多言語でも実施している

1-2 地域と一体となった取組の実施

国立公園に立地する宿泊施設には、国立公園の滞在体験の核となることが求められます。公園利用者と地域をつなぐハブとなるために必要な取組を確認してください。

コア項目	
No.	チェック項目
8	地域の自然・歴史・文化を理解し、尊重している
9	地域の関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している
10	地域の自然・歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている
11	立地する国立公園と地域におけるストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)の関連やその魅力について、情報発信をしている
12	立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している

ステップアップ項目	
No.	チェック項目
13	国立公園の保護又は利用に関係する会議体等に参画している(加盟する団体としての加入も含む)
14	施設従業員、ガイド、関連する事業者について、地域での育成や雇用創出、働き手の確保に努めている
15	地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している
16	地域の特産品、食文化等を、国立公園にまつわる背景・ストーリー、生産に関わる職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している
17	本ガイドラインチェック項目に関連する取組を進める際に、No. 9の地域内の取組以外に他地域とのネットワーク構築や連携を図り、その成果を地域に還元している

2. 国立公園ならではの自然風景の保全

2-1 国立公園の自然環境保全

国立公園の風景を未来に引き継ぐため、国立公園に立地する宿泊施設には、自然環境保全への配慮が求められます。こうした取組は、宿泊客に国立公園ならではの自然体験を提供することにもつながります。自然環境の保全のために必要な取組について確認してください。

コア項目	
No.	チェック項目
18	<p>生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の生き物を飼育せず、地域に根ざした生き物を飼育する場合でも、動物福祉に反する行動を取らない</p> <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとします 参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p> <p>※なお、外来種の飼育について、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合は飼育可能とします</p>
19	<p>植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散し、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種等を植栽・栽培しない</p> <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとします 参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p>
20	<p>野生生物への餌付けを実施せず、又、必要以上の夜間投光(施設街灯等の照明も含む)等、野生生物に悪影響を及ぼすような行動を取らない</p>
21	<p>登山道整備、外来種駆除、清掃活動等、国立公園の自然環境保全に資する活動に参加している</p>

ステップアップ項目	
No.	チェック項目
22	<p>宿泊施設自ら、若しくは地域と共同で自然共生サイトの認定を受けている、又は認定申請を検討している</p> <p>※自然共生サイト： 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定したもの(用語集に区域の具体例を記載) 生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、(本来の目的に関わらず)生物多様性の保全が図られている区域」を指す</p>

3. 持続可能な国立公園づくりへの参画

3-1 保護と利用の好循環の仕組み作り

国立公園に立地する宿泊施設として、国立公園の「保護と利用の好循環」の実現に関わることが求められます。地域や宿泊客と連携して、国立公園の保護と利用の好循環を実現するために必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目	
No.	チェック項目
23	宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている
24	土産物や宿泊プラン、ガイドツアー等に、自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を利用者にも提供している

3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり

国立公園に立地する宿泊施設として、環境負荷の少ない施設運営を行い、持続可能な地域づくりへ貢献することが求められます。地球環境への配慮と、持続可能な地域づくりのために必要な取組を確認してください。

コア項目

① 地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
25	提供する食材は宿泊施設が立地する地域でとれた食材を優先して使用している
26	地域の製品・商品やサービス、地域事業者によるアクティビティを優先的に調達・活用している

コア項目

② エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、電力、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
27	電気、ガス、ガソリン、灯油など、エネルギーの使用量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている
28	<p>新たに器具や機器(照明器具、冷暖房機器、厨房機器等)を購入・導入する際は、統一省エネラベルの e マークが緑色である(図参照)など、エネルギー効率の高いものを選択している</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 1; padding-left: 10px;"> <p>多段階評価点 市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示(多段階評価点)。☆(星マーク)は多段階評価点に応じて表示しています。</p> <p>省エネルギーラベル 省エネ基準達成率 112% 年間消費電力量 249 kWh/年</p> <p>年間目安エネルギー料金 当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示。 ※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金を指します。</p> </div> </div> <p>(資料)「小売事業者表示制度(統一省エネラベル等)とは」(資源エネルギー庁) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/</p> <p>※過去1年以内に器具や機器の導入を行っていない施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
29	<p>出勤時や移動時に、徒歩、自転車通勤、公共交通機関の利用、乗合バスの運行、エコカーの利用推奨など、温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している</p> <p>※社員・従業員全員が社員寮などに住み込み、繁忙期や開業期間に泊まり込みである等、毎日の通勤時に温室効果ガスを排出しない施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>

コア項目

③ 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
30	廃棄物の排出量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている
31	ごみを分別している
32	リサイクル素材やリサイクルが可能な製品以外の使い捨てのアメニティー、使い捨て食器等の提供を減らす取組を行っている
33	施設で使用する紙の使用量を把握し、削減に向けて見直しを行っている
34	滞在中に何度も使えるボトル等を用いた給水を推奨するなど、使い捨て容器での飲料水提供を削減する取組を行っている
35	フードロス削減の方針があり、それに基づいて食事の提供方法の工夫等によりフードロスの削減に取り組んでいる

コア項目

④ 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水資源の利用量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
36	水の使用量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている ※湧水を利用しており使用量の把握が難しい場合は、この項目は適用外(チェック不要)(なお、湧水であっても子メーターを設置して把握することが望ましい)
37	新たにシャワーやトイレを導入する際は、節水型のものを選択している ※過去1年以内にシャワー・トイレ機器の設置を行っていない施設は、この項目は適用外(チェック不要)
38	連泊時の清掃サービスの削減(タオル交換は実施するがシーツ交換は実施しない、室内清掃は3日に1回などの取組)、実施不要を選択肢として提供している

ステップアップ項目

① 地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
39	<p>施設の新改増築を行う場合は、地域の木材・建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している</p> <p>※過去1年以内に施設の新改増築を行っていない施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
40	<p>提供する食材について、地域で生産・加工された食材であること、具体的な使用品目、生産者や生産背景などの魅力を宿泊客に伝わるように、レストラン入口の掲示やメニュー表等で示している</p>
41	<p>グリーン購入法の判断基準に適合する製品や環境ラベルが付与された商品など、環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択する方針があり、それに基づいた調達を日常的に5品目以上で実施している</p> <p>※グリーン購入法の特定調達品目一覧： グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれるもの 具体的な製品については、エコマーク認定を取得している製品を選ぶことで特定品目の判断基準に適合しているものを選択できる(一部例外あり)</p>

ステップアップ項目

② エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
42	<p>自社の温室効果ガス排出量を把握するために、燃料の燃焼、送迎バスや社用車の利用、購入電力などについて、GHGプロトコルに基づき排出量測定(Scope1、Scope2)を実施している。(Scope3までであるが本項目では対象外、詳細は用語集参照)</p> <p>※GHGプロトコル: 温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準 地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された</p>
43	<p>カーボン・クレジット(地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたもの)の購入により、カーボン・オフセットに取り組んでいる</p> <p>※カーボン・クレジット: バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの</p> <p>※カーボン・オフセット: 日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上で、それでも排出される温室効果ガスについて排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方</p>
44	<p>施設内で再生可能エネルギーによる発電を行っている、若しくは施設で使用する電力に再生可能エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している</p> <p>※電力インフラが届いていない場所に位置する施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>

ステップアップ項目

No.	チェック項目
45	<p>温泉を利用している施設において、温泉熱の有効活用により、エネルギー消費量の削減に取り組んでいる</p> <p>※温泉を利用していない施設については、この項目は適用外(チェック不要)</p>
46	<p>電気自動車が充電できる体制を整えている</p> <p>※電力インフラが届いていない場所や、電気自動車での立ち入りが困難な場所に位置する施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
47	<p>安全管理や施設管理上必要な箇所以外の外構や共用部、従業員スペースについて、人感センサーやタイマー等を活用し、エネルギー消費量の削減につながる電源管理をしている</p>
48	<p>客室において、カードキーや人感センサーを活用し、外出時等不要な際には電源が切れる電源管理をしている</p>
49	<p>施設の増築を行う場合は、環境に配慮した施設設計としている</p> <p>※既存施設の増築で対応が難しい場合は、この項目は適用外(チェック不要)</p>

ステップアップ項目

③ 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
50	<p>ゼロ・ウェイストを目指す方針があり、それに基づいて廃棄物の削減やリサイクルの促進に取り組んでいる</p> <p>※ゼロ・ウェイスト： 資源の浪費をなくし、焼却や埋立に至る廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方 リサイクルだけではなく、必要のないものを購入しないことなど、そもそもの消費を減らす考え方も含まれる</p>

ステップアップ項目

④ 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水資源等に負荷を与えないために必要な取組を確認してください。この取組は、汚水の浄化に使われるエネルギーの削減にもつながります。

No.	チェック項目
51	少なくとも共用部(キッチン等従業員用の箇所を含む)において、環境配慮型の洗剤やバス用品を使用している ※洗剤やバス用品の使用が一切ない場合は、この項目は適用外(チェック不要)
52	温泉資源の持続的利用のため、施設で使用する温泉の状態を定期的に把握している ※温泉資源を利用していない施設については、この項目は適用外(チェック不要)

4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

国立公園に立地する宿泊施設には、利用者に国立公園ならではの体験を提供する役割が求められます。宿泊客が国立公園ならではの体験ができるアクティビティへ接続できるよう、施設独自又は地域と連携した取組を確認してください。

コア項目	
No.	チェック項目
53	<p>宿泊客に自然体験アクティビティを紹介する際は、環境省の「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を9割以上満たしたアクティビティを優先している。</p> <p>※国立公園における自然体験アクティビティガイドライン:手引き63ページ参照</p>
54	<p>宿泊客に自然体験以外のアクティビティを紹介する際は、地域の資源を適正に利用するガイドツアーや伝統文化・食に関する体験を優先している。</p>

ステップアップ項目

No.	チェック項目
55	<p>地域若しくは宿泊施設自身において、国立公園の要素を含む地域のストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)や望まれる体験等を整理したもの(インタープリテーション計画等)が作成されており、紹介するアクティビティ(コア項目を満たすもの)と、地域のストーリーや望まれる体験が連動している</p>
56	<p>宿泊施設自ら又は地域の事業者、観光協会等の団体と連携してコア項目を満たすアクティビティを開発し、提供している</p>
57	<p>施設の従業員が、国立公園の要素を含む簡易的なガイドを実施できるような取組を行っている</p>
58	<p>宿泊施設内で、従業員等による国立公園の要素を含むガイダンスを毎日、又は希望者の希望に応じてその都度実施している</p>
59	<p>アクティビティの参加申込を受け付けている</p>
60	<p>アクティビティを紹介する場合において、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている</p>
61	<p>通常立ち入れない場所や時間のガイドツアーなど、高付加価値化されたアクティビティ(コア項目を満たすもの)を取り扱っている</p>

5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供

5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献

宿泊施設を始めとする国立公園内事業者の皆様には、国立公園利用者にとって魅力的な施設であること、自身が位置する利用拠点の魅力向上に共に取り組むことが求められます。国立公園ならではの魅力的な施設造りや、利用拠点の魅力向上に必要な取組を確認してください。

コア項目	
No.	チェック項目
62	インバウンド旅行者向けに多言語で施設概要や国立公園概要、アクティビティ概要等の情報提供を行っている

ステップアップ項目	
No.	チェック項目
63	地域統一のルールや、自社で策定したルールに則って外観の修景や整理を行うなど、国立公園内の景観を向上させる取組を自然公園法の規制に上乗せして実施している
64	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・東屋(あずまや)・トイレ・登山道や遊歩道・園地等)を整備している、又は整備に関わっている
65	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理(工作物の修繕、登山道・遊歩道の草刈りや修繕、国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採等)をしている、又は維持管理に関わっている

5-2 利用者への普及啓発

国立公園内に位置する宿泊施設には、宿泊客を始めとする国立公園利用者に対し、国立公園に関する普及啓発の役割を担うことが期待されます。利用者への普及啓発に必要な取組を確認してください。

コア項目	
No.	チェック項目
66	国立公園名や特徴等の基礎的な情報や、国立公園のルール・マナーに関する情報を普及啓発している

ステップアップ項目	
No.	チェック項目
67	国立公園マーク・統一フォント等の活用や、屋外の共用スペース・標識における国立公園名の表示を行っている
68	宿泊客以外にも国立公園に関する情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を開放している

III. 用語集

用語	解説
高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> 単に富裕層を対象に高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供するのではなく、次の①及び②を付加価値として高めること。自然アクティビティの高付加価値化に当たっては、コンテンツ造成、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の三つの観点から高付加価値化を目指すことが重要である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①国立公園だからこそ守られてきた貴重な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく(魅力的な)感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランスフォーメーション)を起こすことを目指す。</p> <p>②サステナビリティ及びレスポンスビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。</p> </div>
自然共生サイト	<ul style="list-style-type: none"> 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定したもの。 生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、(本来の目的に関わらず)生物多様性の保全が図られている区域」を指す(具体例は以下の通り)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原 等</p> </div>

用語	解説
グリーン購入法の 特定調達品目一覧	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれるもの。具体的な製品については、エコマーク認定を取得している製品を選ぶことで特定品目の判断の基準に適合しているものを選択できる(一部例外あり)。
環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスがどのように環境負荷低減につながるかを教えてくれるマークや目印のこと。
GHGプロトコル	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。
カーボン・クレジット	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボン・オフセット	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上で、それでも排出される温室効果ガスについて排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
ゼロ・ウェイスト	<ul style="list-style-type: none"> 資源の浪費をなくし、焼却や埋立に至る廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方。リサイクルだけでなく、必要のないものを購入しないことなど、そもそもの消費を減らす考え方も含まれる。
インタープリテーション 計画	<ul style="list-style-type: none"> 「その場所らしさ、ならではの価値」の探求を基礎とした、「来訪者の体験」の提案と「ストーリー」の共有を軸とする、その地域(又は施設)と来訪者との間のコミュニケーションの在り方を誰にでも分かりやすく可視化したもの。

用語	解説
国立公園統一マーク	<ul style="list-style-type: none"> • 環境省が作成した国立公園の統一マーク。「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、日本の国立公園の価値や魅力を地域の人々を含む関係者と改めて見直し、国内外に向けて「訪れる価値のある魅力的な場所」としてブランディングしていくことを目的に平成29年に作成された。 • なお、使用する場合は国立公園統一マーク使用規定(以下URL)を確認すること。 https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/mark_agreement.pdf <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>National Parks of Japan</p> </div>

参考：国立公園ならでの宿泊施設との連携方策検討会

本ガイドラインは、「国立公園ならでの宿泊施設との連携方策検討会」における議論を踏まえ策定されました

<委員名簿(50 音順、敬称略)>

愛甲 哲也 (北海道大学教授)
井門 隆夫 (國學院大學教授)
加藤 久美 (和歌山大学教授、武蔵野大学教授)
下村 彰男 (國學院大學教授)【座長】
高山 傑 (アジアエコツーリズムネットワーク(AEN)創設理事長、
一般社団法人JARTA 代表理事)
寺田 直子 (トラベルジャーナリスト)
永原 聡子 (Deneb株式会社 共同創業者・代表取締役、
アトリエラパズ株式会社 代表取締役)

【発行日】令和8年3月

【発行者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表)
